**平成２４年（フ）第１２２２５号**
東京都江戸川区上篠崎４丁目18―19―103
債務者　井田　勝敏
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２２６号**
千葉県東金市求名632―４　ユニハイツＥ―101
債務者　大野　貴子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２２７号**
千葉県市原市八幡200―１―202
債務者　牧野真由美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２２９号**
神奈川県茅ヶ崎市緑が浜８―15―107
債務者　澤登　雄太
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２３０号**
東京都豊島区上池袋４丁目13―６―204
債務者　佐々木　強
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２３１号**
東京都町田市南成瀬１丁目２―６―304
債務者　福田　信吾
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２３２号**
神奈川県平塚市千石河岸15―14
債務者　内藤　秀克
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２２４５号**
東京都荒川区荒川４丁目９―５―201
債務者　亀崎　由美
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９８７号**
神奈川県鎌倉市常盤67番地１　パープルタウン402
債務者　野上　史人（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１９９５号**
横浜市保土ケ谷区西谷町1147番地８　ダイヤモンドハイツ100号
債務者　清野　厚子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１９９８号**
横浜市緑区十日市場町808番地３　市営十日市場駅前住宅301号
債務者　今井　幹夫
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１９９９号**
横浜市緑区十日市場町808番地３　市営十日市場駅前住宅301号
債務者　今井とし子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１０７３号**
京都府木津川市木津奈良道41番地１
債務者　福西　弘臣
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第２０４号**
沖縄県宜野湾市我如古３丁目15番１―206号仲里第３ビル
債務者　玉城　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２４年（フ）第２０９号**
北海道帯広市西19条南36丁目３番６号
債務者　渡部アキ子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第１９７１号**
横浜市青葉区元石川町3543番地13　平川第一コーポ105
債務者　吉田　弓子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部